

山口ケーブルビジョン株式会社
ひかりケーブルインターネット集合住宅一括契約特約

目次

第1条	契約の単位
第2条	サービスの提供
第3条	起算月の決定
第4条	利用料金
第5条	最低利用期間
第6条	一括契約管理費
第7条	料金等の支払
第8条	工事の範囲および費用
第9条	保守責任
第10条	電気通信設備の補償
第11条	サービスの一時休止および再開
第12条	契約の解約
第13条	サービスの一時休止、再開および解約時の通知

附則

料金品目

ひかりケーブルインターネット集合住宅一括契約特約

山口ケーブルビジョン株式会社（以下「甲」といいます。）と、契約者との間に締結されるひかりケーブルインターネット集合住宅一括契約特約は、甲の契約約款（以下「契約約款」といいます。）と一体となって適用され、本特約に定めがある事項については、本特約を優先します。また、本特約に定めのない事項については、契約約款によるものとします。

（契約の単位）

第1条 ひかりケーブルインターネット集合住宅一括契約（以下「本契約」といいます。）は、契約者引込線1回線により加入する世帯、事業所、店舗等が2以上となる場合に、当該物件の総戸数を1の単位として契約を締結します。

2 契約は住宅等管理者と締結します。また、入居者等が利用するための付加サービスの契約は、入居者等と甲で別途締結するものとします。

（サービスの提供）

第2条 甲は、入居者等が利用する世帯の工事が完了した日より、契約約款第3章に定めるインターネット接続サービスを入居者等に提供します。

2 契約者が甲の禁止する事項に違反した場合、または甲が違反と判断しサービスの提供が中止または契約が解除となった場合は、入居者等が甲と別途付加サービスに係る契約を締結していた場合でも、入居者等はそのサービスを受けることができないものとします。

3 契約者は、入居者等に甲の契約約款を遵守させるものとします。

（起算月の決定）

第3条 本契約における料金の請求、電気通信設備の補償、利用開始等の起算となる月は甲の定めるところとし、契約者にその旨通知します。

（利用料金）

第4条 利用料金は、ひかりケーブルインターネット集合住宅一括契約利用料（以下「一括契約利用料」といいます。）を、サービスの利用や入居者等の有無にかかわらず、以下の計算式により算出した額とします。

一括契約利用料×契約戸数

（最低利用期間）

第5条 最低利用期間を設けるものとします。

2 最低利用期間開始月は、第3条に定める通知書に記載した請求開始起算月とします。

（一括契約管理費）

第6条 契約者は、甲に対し、本契約毎に一括契約管理費を支払うものとします。

(料金等の支払)

第7条 契約者は、利用料金および一括契約管理費を甲の定める方法で支払うものとし、また、契約者が入居者等の用に供する付加サービスの契約を締結する場合も同じとします。

2 契約者がケーブルテレビサービスの契約を締結していない場合、前項に加え、加入金を甲の定める方法で支払うものとし、

(工事の範囲および費用)

第8条 本契約における工事の範囲および工事費は別途見積によります。

(保守責任)

第9条 契約者は、本契約で敷設した設備に不具合が生じた場合は保守作業を甲に依頼するものとし、甲は速やかにこれに応じます。ただし、次項を除き保守作業(修復)にかかる費用は契約者の負担とします。

2 甲の保守責任範囲は、次の各号に掲げるものとし、契約者または利用者の故意過失によらない限り、修復にかかる費用は甲の負担とします。

- (1) 放送通信センターから分配器またはこれに類するものまでの通信施設
- (2) 回線終端装置

(電気通信設備の補償)

第10条 甲は、本契約において、電気通信設備のうち、契約者回線、増幅器、分配器および分岐器が故意過失によらず故障した場合、電気通信設備の補償起算月から一年間補償するものとし、

(サービスの一時休止および再開)

第11条 甲は、本契約においてはサービスの一時休止は承諾しないものとし、ただし、契約総世帯の長期間の改築等、相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。その場合、一時休止中の期間は利用期間に含めないものとし、また、設備の撤去および再開時の設置等に要する費用は契約者の負担とします。

(契約の解約)

第12条 契約者は、本契約の解約に際し、甲に以下の料金を支払うものとし、また、工事開始後、利用前の解約も同様とします。

- (1) 最低利用期間が満了していない場合
〔最低利用期間(月数) - 利用期間(月数)] × 月額一括契約利用料 × 契約戸数
+ 設備撤去費用 × 契約戸数
- (2) 最低利用期間が満了している場合
設備撤去費用 × 契約戸数

(サービスの一時休止、再開および解約時の通知)

第13条 甲または契約者が、サービスの一時休止、再開および解約等をした場合、契約者がその旨を入居者等に通知するものとし、ただし、甲からその旨通知することを妨げません。

(附 則)

本特約は、2024年12月1日より施行します。

料 金 品 目

以下の品目の金額につきましては、弊社ホームページの料金表またはパンフレットおよび別途見積によりご確認下さい。

ケーブルインターネット集合住宅一括契約

- 加入金
- ケーブルインターネット集合住宅一括契約利用料
- 工事費 (別途見積)
- オプション料金
- 一括契約管理費
- 設備撤去費用